

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第33期第2四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社フレンテ
【英訳名】	Frente Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 孝
【本店の所在の場所】	東京都板橋区成増五丁目9番7号
【電話番号】	03-3979-2115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理管掌 藤原 潤也
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区成増五丁目9番7号
【電話番号】	03-3979-2115（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 グループ管理管掌 藤原 潤也
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第2四半期連結 累計期間	第33期 第2四半期連結 会計期間	第32期
会計期間	自平成20年 7月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 7月1日 至平成20年 6月30日
売上高(千円)	16,225,632	9,070,501	29,188,902
経常利益(千円)	935,639	848,319	224,055
四半期(当期)純利益(千円)	357,265	307,383	46,957
純資産額(千円)	-	8,102,953	7,992,833
総資産額(千円)	-	18,529,914	15,818,497
1株当たり純資産額(円)	-	2,138.20	2,109.92
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	94.32	81.15	12.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	43.7	50.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,007,399	-	632,190
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,050,263	-	2,014,612
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	187,557	-	153,528
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,323,869	1,554,707
従業員数(人)	-	408	418

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第33期第2四半期連結累計(会計)期間及び第32期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式はありますが希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	408	(768)
---------	-----	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. パートタイマー等の臨時雇用者数は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	54	(5)
---------	----	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. パートタイマー等の臨時雇用者数は、当第2四半期会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、以下のとおりであります。

事業部門の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
スナック部門 (千円)	10,177,995
タブレット部門 (千円)	481,914
合計 (千円)	10,659,909

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループでは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、以下のとおりであります。

事業部門の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
スナック部門 (千円)	8,644,473
タブレット部門 (千円)	426,027
合計 (千円)	9,070,501

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
丸紅(株)	1,758,630	16.8
三菱商事(株)	1,194,640	11.4

- (注) 1. 相手先別に売上割戻を集計することが困難なため、金額及び割合は、総売上高及び総売上高の割合を使用しております。
2. 総販売実績に対する割合が10%以上のものについて記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

ただし、当第2四半期連結会計期間末から当四半期報告書提出日までの期間において、以下のとおり覚書を締結しております。

ふらの農業協同組合との業務提携

当社は、平成21年1月20日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社湖池屋(以下、湖池屋という)とふらの農業協同組合(以下、J Aふらのという)との間で、食品及び菓子の生産に関して業務提携を行なうことを決議し、平成21年1月29日付けで覚書を締結いたしました。その主な内容は、次のとおりであります。

- (1) 湖池屋は、J Aふらのにポテトチップス等の生産を委託し、J Aふらはのこれを受託する。
- (2) 湖池屋は、湖池屋ブランドのポテトチップス等を生産するために必要なノウハウ、その他の技術情報をJ Aふらのに提供する。
- (3) J Aふらはは、湖池屋からの生産を受託するにあたって、馬鈴薯等の確保と生産工場の安定的な稼働に向け努力する。

また、その他必要な事項につきましては、両社で協議の上決定するものとしております。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの主たる事業であるスナック部門では、市場全体が好調に推移する中、既存製品の強化や新製品の発売など、売上の拡大に注力いたしました。その一方、企業活動全般におけるコスト削減努力により、利益確保に努めてまいりました。

その結果、グループ連結売上高は前年同期比16.4%増と大幅に伸張いたしました。とりわけ、スナック部門の主力ブランド「コイケヤポテトチップス」が堅調に推移したことが主たる要因であります。平成20年10月に投入した、高付加価値製品『リッチカット』シリーズが大ヒットとなり、増収に大きく寄与いたしました。また、広告宣伝・販売促進活動との相乗効果により「コイケヤポテトチップス」ブランドの全製品でさらなる売上拡大を達成いたしました。

新ブランド「わいも!」は、11月に販売エリアを全国に拡大、コーンスナックでは消費者キャンペーンを実施した結果、「スコーン」ブランドが好調に推移しました。

利益面では、売上増加に伴う増益効果の他、販売費及び一般管理費の費用削減に努めました。第3四半期連結会計期間における「コイケヤポテトチップス」の規格改定実施に合わせ、広告宣伝費を集中投入する計画であるため、投下を抑制いたしました。その結果、広告宣伝費及び販売促進費が前年同期比333百万円減となり、大幅な増益(営業利益対前年同期比705百万円増)となりました。

以上により、当第2四半期連結会計期間の売上高は9,070百万円(前年同期比16.4%増)、経常利益848百万円(同359.1%増)、減損損失206百万円等を計上したことにより、四半期純利益は307百万円(同400.1%増)となりました。なお、業績の状況の前年同期比は参考として記載しております。

(スナック部門)

当第2四半期連結会計期間において、スナック部門はロングセラーブランドを冠したシリーズの展開と、新ブランドの拡販を推進してまいりました。

「コイケヤポテトチップス」ブランドでは、大ヒット製品となった『リッチカット』シリーズを平成20年10月に立ち上げました。厚切りのザクザクした食感と本格的なじゃがいものおいしさが特長で、売上拡大の要因となりました。また、阿部サダヲを起用した『コイケ先生』シリーズの新作テレビコマーシャルも好評で、「コイケヤポテトチップス」ブランド全体のイメージアップにつながりました。大袋、5個パック製品などサイズ・包装バリエーションのラインアップ強化も奏功し、同ブランドの全製品で売上が増加いたしました。

「カラムーチョ」ブランドでは、引き続き『こだわりのカラムーチョ』シリーズで新フレーバーを発売いたしました。有名な唐辛子メーカーと「カラムーチョ」とのコラボレーション製品で“おいしい辛さ”を求める消費者にお応えいたしました。

新ブランドにつきましては、馬鈴薯を原料とし、オープンで焼いた成型スナック「わいも!」と、スタンディングタイプの新包装形態を採用した「フレンチフライ」の売上が寄与しております。「わいも!」は、販売エリアを拡大し、平成20年11月には全国で発売いたしました。「フレンチフライ」は、『箱・カップスナック売場』向けの製品として展開、フレーバーのリニューアルを行ない、ブランドの深化に努めました。

コーンスナックにおきましては、「スコーン」「ドンタコス」「ポリンキー」ブランドで、エイベックス・エンタテインメント株式会社と共同で消費者キャンペーン第2弾を実施し、好評をいただきました。

営業戦略では、全国各地の卸・小売業者に向けて製品説明会や商談会を企画し、当社グループ製品の拡販に関する協力体制をさらに強化する取り組みを進めました。

スナック部門の海外展開としましては、台湾で「カラムーチョ」ブランドの強化に加え、日本で“和”をコンセプトに展開している「和ポテト」シリーズを投入いたしました。

以上により、スナック部門の当第2四半期連結会計期間の売上高は8,644百万円（前年同期比22.3%増）となりました。

（タブレット部門）

当第2四半期連結会計期間におけるタブレット部門は、「ピンキー」とソフトキャンディの育成、そして乳酸菌LS1配合タブレット「クリッシュ」に集中した戦略を取りました。

「ピンキー」では、消費者の意見を採り入れて開発した「マジカル!?ピンキー」、受験生に向けて粒に『必』と『勝』の文字を刻印した「ピンキー 春だ！満開プラムミント」を発売し、製品に“楽しさ”を付加いたしました。「ピンキーモンキーソフトキャンディ」では、期間限定の製品をラインアップに加え、アソートタイプとの2品で展開いたしました。

東海大学医学部、日本大学歯学部と共同研究を進めている乳酸菌LS1につきましては、平成20年10月に日本国内での菌株特許を取得いたしました。これにより、中国、香港、韓国に続いて4ヶ国目の特許取得となりました。また、乳酸菌LS1を配合したタブレット「クリッシュ」は、引き続き通信販売の強化を推進し、12月に製品リニューアルを行ないました。

しかしながら、前年同期に大きく売上に貢献しておりました「フラグレ」が不調であったことにより、当第2四半期連結会計期間のタブレット部門の売上高は426百万円（前年同期比41.5%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、第1四半期連結会計期間末に比べ681百万円減少し、1,323百万円となりました。当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は735百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益（644百万円）、減価償却費（171百万円）、仕入債務の増加（846百万円）及び未払金の増加（1,238百万円）等の増加要因が、売上債権の増加（2,517百万円）等の減少要因を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,401百万円となりました。これは、定期預金の預入による支出（1,370百万円）及び有形固定資産の取得による支出（181百万円）等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は15百万円となりました。これは、短期借入金の返済による支出（15百万円）等であります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年8月21日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。その内容は以下のとおりであります。

また、平成19年9月27日開催の第31回定時株主総会における第1号議案及び第5号議案により、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）が決議されております。その内容は以下Bのとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、A.その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、B.株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、C.対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、D.買収者の提示した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしたりするために対象会社による買収者との交渉を必要とするもの等、当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの活動範囲は、菓子・食品事業を中心とした事業活動だけでなく、社会活動・文化活動等に及んでおり、これらが有機的に結びついて、当社グループのブランド価値・企業価値の源泉となっていると考えます。また、当社グループは、既存事業の拡大と収益性の向上だけでなく、当社グループの企業価値の源泉である安全・安心な生産システムの構築、そして常に挑戦し続ける組織風土の創出をさらに推進しております。

当社株式の大量買付等を行なう者が、当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、当社グループのブランド価値・企業価値の源泉を理解したうえで、これを中長期的に確保・向上させるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。株主の皆様には、外部者である買収者からの買収の提案を受けた際には、当社グループの有形・無形の経営資源、これまでの企業活動の中で築き上げてきたブランドイメージ、菓子・食品事業におけるネットワーク、そしてお客様との信頼関係が有機的に結びつくことで生み出されるシナジー効果、その他当社グループの企業価値を構成する諸要素を適切に把握し、当該買付が当社グループの企業価値・株主共同の利益にいかなる影響を及ぼすか判断していただく必要があります。

当社は、このような当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

不適切な支配の防止のための取組み

A. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、上記で述べたような認識のもと、以下に掲げる「核となる方針」をもとに、さらなる成長性の拡大と収益性の向上を目指しております。

- ・スナック市場におけるさらなる成長を実現するため、積極的に市場開拓（地方への拡大・チャネルの拡大・主要アカウントの増大）を行ない、販売シェアの拡大を目指す。
- ・タブレット市場では、既存製品の売上水準を維持しつつ、独自の技術を活用した新製品を本格的に展開し、新たな成長を実現する。
- ・新規カテゴリー市場に本格的に参入するため、フレンテグループの既存能力（営業力・マーケティング力・製品開発力・業界での洞察力・ネットワーク等）を強化する。
- ・日本国内の人口減少を見据え、海外への販路拡大を進める。

具体的には、既存事業の拡大と収益性の向上だけでなく、安全・安心な生産システムの構築、そして常に挑戦し続ける組織風土の創出を目指しております。スナック事業においては、エリア戦略とチャネル戦略をさらに推し進め、売上増加を目指すと同時に、利益改善を図る予定です。既存ブランドの拡大に加えて、新ブランド製品の開発にも注力いたします。タブレット事業においては、高付加価値・高優位性製品の展開による高収益体質の実現を目指します。海外事業においても、東南アジアにおける第二カ国目の展開を行なっております。当社グループはこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。当社グループは、このような取組みを地道に続けることにより、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることができると考えております。

また、当社グループは、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレートガバナンスの強化を重要な課題に掲げております。当社においては、従来から独立性の高い社外監査役を選任してまいりました。そして、平成18年9月27日開催の第30回定時株主総会において、取締役の経営責任を明確にするため取締役の任期を1年とするほか、監査体制の充実・強化を目的として監査役会と会計監査人を設置いたしました（当社は会社法上の大会社ではないため、両機関の設置は義務付けられておりませんが、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため設置することといたしました。）。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

B. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年9月27日開催の第31回定時株主総会において本プランの導入について承認を得ております。

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行なわれる場合に、買付等を行なう者又はその提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行なうこと等を通じて、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑制し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を向上・確保させることを目的としています。

本プランは、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、又はb.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを適用対象とします。

当社の株券等について買付等が行なわれる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案(もしあれば)が、社外監査役等当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行ないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社グループの企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等本プランに定める要件に該当する買付等であると認められた場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権は、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において定める価額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができ、また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条件が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行なうものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から新株予約権無償割当ての決議に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。取締役会は、株主総会において新株予約権無償割当てに係る決議がなされた場合には、株主総会における決定に従い、新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。

当社取締役会は、新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行なった場合又は株主総会を招集する旨の上記決議を行なった場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。なお、買付者等は、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行なうか、株主総会において新株予約権無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

本プランの有効期間は、平成22年6月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、a.当社の株主総会において本プランに係る新株予約権無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行なわれた場合、又はb.当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行なった場合、株式の希釈化は生じません。)

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

上記 Aで述べた取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、上記 Bで述べたように、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得て導入されたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、さらに、独立性の高い社外監査役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、本プランの有効期間が平成22年6月期に関する定時株主総会の終結の時までと定められたうえ、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は103百万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,788,000	3,788,000	ジャスダック証券取引所	単元株式数100株
計	3,788,000	3,788,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成17年9月28日定時株主総会決議（平成18年2月2日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	23,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.	2,880
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.	発行価格 2,880 資本組入額 1,440
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問、いずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会決議において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他行使の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行ない新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行なう場合、当社は必要と認める株式数の調整を行なう。

2. 当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後1株当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行なう場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成20年10月1日 ~平成20年12月31日		3,788,000		401,490		4,964,025

(5) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
小池 孝	東京都渋谷区	840,120	22.17
小池 陽子	東京都練馬区	408,800	10.79
小池 和夫	東京都練馬区	391,320	10.33
岸田 篤子	東京都港区	281,080	7.42
フレンテグループ従業員持株会	東京都板橋区成増五丁目9番7号	203,920	5.38
小池 渉	東京都新宿区	188,000	4.96
有限会社ダブリュー・ビー・ファイン	東京都渋谷区初台一丁目46番10号	180,000	4.75
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフ シー リ フィデリティ ファンズ (常任代理 人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	171,100	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	134,600	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	119,600	3.15
計	-	2,918,540	77.04

- (注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は134,600株であります
2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は119,600株であります。
3. フィデリティ投信株式会社から、平成19年6月6日付で提出された大量保有報告書により平成19年5月31日現在で327,200株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末日時点における実質所有株式数の把握ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。
- なお、フィデリティ投信株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|-----------------|
| 大量保有者 | フィデリティ投信株式会社 |
| 住所 | 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 |
| 保有株券等の数 | 327,200株 |
| 株券等保有割合 | 8.64% |

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,787,300	37,873	同上
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	3,788,000	-	-
総株主の議決権	-	37,873	-

(注) 「単元未満株式」には、自己株式33株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式(株)	他人名義所有 株式(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社フレンテ	東京都板橋区成増 五丁目9番7号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,160	2,005	1,830	2,030	1,614	1,810
最低(円)	1,870	1,760	1,750	1,500	1,550	1,569

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,174,869	2,654,707
受取手形及び売掛金	6,995,277	4,654,908
商品及び製品	416,165	336,327
原材料及び貯蔵品	699,551	650,191
その他	562,730	566,470
貸倒引当金	37	37
流動資産合計	11,848,556	8,862,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,951,698	1,992,185
機械装置及び運搬具(純額)	1,700,911	1,905,824
土地	1,450,327	1,450,327
その他(純額)	162,443	64,401
有形固定資産合計	5,265,381	5,412,738
無形固定資産		
その他	104,805	116,934
無形固定資産合計	104,805	116,934
投資その他の資産		
その他	1,348,585	1,426,490
貸倒引当金	37,413	233
投資その他の資産合計	1,311,171	1,426,256
固定資産合計	6,681,358	6,955,928
資産合計	18,529,914	15,818,497
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,766,531	2,829,844
未払金	4,066,357	2,262,764
未払法人税等	499,745	15,699
役員賞与引当金	8,235	14,651
賞与引当金	132,545	103,479
その他	377,318	424,252
流動負債合計	8,850,733	5,650,691
固定負債		
年金基金脱退損失引当金	78,409	84,767
退職給付引当金	861,023	869,798
役員退職慰労引当金	629,184	725,072
その他	7,611	495,334
固定負債合計	1,576,228	2,174,972
負債合計	10,426,961	7,825,663

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	401,490	401,490
資本剰余金	285,875	285,875
利益剰余金	7,502,340	7,323,963
自己株式	587	587
株主資本合計	8,189,117	8,010,741
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88,887	20,945
為替換算調整勘定	1,240	2,107
評価・換算差額等合計	90,127	18,837
少数株主持分	3,963	929
純資産合計	8,102,953	7,992,833
負債純資産合計	18,529,914	15,818,497

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年12月31日)
売上高	16,225,632
売上原価	9,535,716
売上総利益	6,689,915
販売費及び一般管理費	5,749,561
営業利益	940,353
営業外収益	
受取利息	9,452
版權使用料収入	10,824
その他	14,850
営業外収益合計	35,126
営業外費用	
固定資産除却損	16,485
為替差損	20,169
その他	3,185
営業外費用合計	39,840
経常利益	935,639
特別利益	
関係会社株式売却益	10,855
年金基金脱退損失引当金戻入益	6,357
特別利益合計	17,213
特別損失	
投資有価証券売却損	184
投資有価証券評価損	4,327
減損損失	206,483
特別損失合計	210,994
税金等調整前四半期純利益	741,858
法人税、住民税及び事業税	507,316
法人税等調整額	125,968
法人税等合計	381,347
少数株主利益	3,245
四半期純利益	357,265

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	9,070,501
売上原価	5,017,738
売上総利益	4,052,762
販売費及び一般管理費	3,188,459
営業利益	864,302
営業外収益	
受取利息	4,328
著作権使用料収入	5,166
その他	5,045
営業外収益合計	14,540
営業外費用	
固定資産除却損	9,266
為替差損	18,209
その他	3,048
営業外費用合計	30,524
経常利益	848,319
特別利益	
投資有価証券評価損戻入益	52
年金基金脱退損失引当金戻入益	2,119
特別利益合計	2,171
特別損失	
減損損失	206,483
特別損失合計	206,483
税金等調整前四半期純利益	644,007
法人税、住民税及び事業税	463,632
法人税等調整額	128,206
法人税等合計	335,425
少数株主利益	1,198
四半期純利益	307,383

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	741,858
減価償却費	334,030
減損損失	206,483
関係会社株式売却損益(は益)	10,855
固定資産除却損	16,485
退職給付引当金の増減額(は減少)	8,775
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	95,888
賞与引当金の増減額(は減少)	29,065
役員賞与引当金の増減額(は減少)	6,416
貸倒引当金の増減額(は減少)	37,180
年金基金脱退損失引当金の増減額(は減少)	6,357
売上債権の増減額(は増加)	2,340,368
たな卸資産の増減額(は増加)	127,619
仕入債務の増減額(は減少)	936,686
未払金の増減額(は減少)	1,239,045
その他	2,154
小計	946,709
利息及び配当金の受取額	8,909
利息の支払額	157
法人税等の還付額	51,937
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,007,399
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	1,601,000
定期預金の払戻による収入	850,000
有形固定資産の取得による支出	313,193
持分法適用の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	38,443
その他	24,513
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,050,263
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	17,056
配当金の支払額	170,449
リース債務の返済による支出	52
財務活動によるキャッシュ・フロー	187,557
現金及び現金同等物に係る換算差額	416
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	230,838
現金及び現金同等物の期首残高	1,554,707
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,323,869

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)</p>
<p>1. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>(1)持分法適用関連会社の変更 前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました台湾粉紅股?有限公司は、第1四半期連結会計期間において連結子会社保有の株式の一部を譲渡したことにより関連会社でなくなったため、持分法適用範囲から除外しております。 (2)変更後の持分法適用関連会社の数 0社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(3)「リース取引に関する会計基準」等の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。また、リース取引開始日が、会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)</p>
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第2四半期連結会計期間末のたな卸高に関しては、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年12月31日)

(有形固定資産の耐用年数の変更)

国内連結子会社は、主要な機械装置について耐用年数を9年としておりましたが、平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況を見直した結果、第1四半期連結会計期間より耐用年数を10年に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ15,935千円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、9,533,488千円です。	有形固定資産の減価償却累計額は、9,280,598千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

当第 2 四半期連結累計期間
(自 平成20年 7 月 1 日
至 平成20年12月31日)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

運送保管料	1,541,698千円
広告宣伝費	293,788
販売促進費	1,934,661
役員報酬	84,639
従業員給料手当	706,327
役員賞与引当金繰入額	8,235
賞与引当金繰入額	65,357
退職給付費用	27,729
役員退職慰労引当金繰入額	9,901
減価償却費	31,337
研究開発費	213,444
貸倒引当金繰入額	37,180

当第 2 四半期連結会計期間
(自 平成20年10月 1 日
至 平成20年12月31日)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

運送保管料	864,484千円
広告宣伝費	249,606
販売促進費	1,080,719
役員報酬	42,172
従業員給料手当	418,740
役員賞与引当金繰入額	4,572
賞与引当金繰入額	65,357
退職給付費用	13,851
役員退職慰労引当金繰入額	6,011
減価償却費	15,672
研究開発費	103,328
貸倒引当金繰入額	37,180

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金	3,174,869千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,851,000千円
現金及び現金同等物	1,323,869千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,788,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 233株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年8月12日 取締役会	普通株式	170,449	45	平成20年6月30日	平成20年9月18日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年12月31日)

当社グループは食品関連事業を営んでおり、単一セグメントであるため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年6月30日)
1株当たり純資産額 2,138.20円	1株当たり純資産額 2,109.92円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 94.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式はありますが希薄化効果を有しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 81.15円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式はありますが希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	357,265	307,383
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	357,265	307,383
期中平均株式数(株)	3,787,767	3,787,767
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社フレンテ
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堤 佳史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンテの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フレンテ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。